

「古都保存行政の理念」の概念整理について

「古都保存行政の理念」の概念整理

○古都保存法の目的

古都保存法 衆議院提案理由説明

田中伊三次議員

「…およそ一国の文化と伝統は、その国独自の歴史的背景のもとにつちかわれた民族の源流であるとともに、国民共有の世襲的な資産であります。(中略) このような代表的な古都の文化伝統を愛護し、これを保全し、これらを後世永劫に伝承していくことは、私たち当代国民の共通の義務であり、責任であるとさえいわねばなりません。しかもこれは、内外文化の向上発展に寄与するばかりでなく、国民の国土愛の増進、民族意識の高揚に資するゆえんでもあると思うのであります。…」

第1回衆議院建設委員会(昭和40年12月20日)議事録より抜粋

古都保存法の目的

第1条 この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

古都保存法に基づく取組み

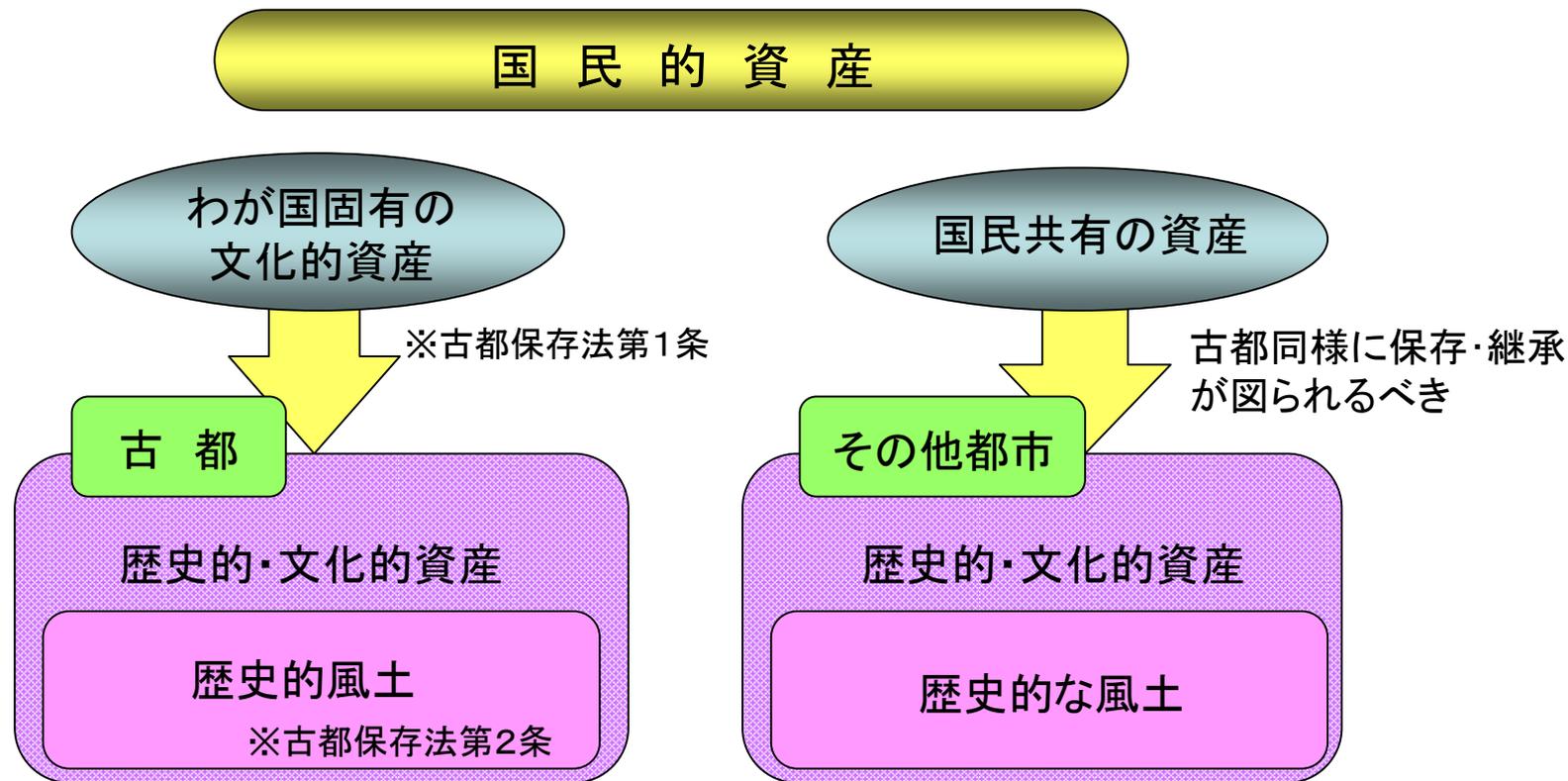
理 念

古都における歴史的風土を国民的資産として保存、継承し、国土愛の高揚と文化の向上発展に寄与

特色と意義

1. 対象都市の限定（京都市、奈良市、鎌倉市など10市町村）
2. 守るべき「歴史的風土」の概念の明確化
3. 民有地を対象とした実効性の高い保存手法

○「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」(平成10年3月19日
歴史的風土審議会意見具申)における概念整理



古都＝京都市、奈良市、鎌倉市等

その他都市＝古都以外の歴史的・文化的資産を有する都市

歴史的・文化的資産＝歴史的・文化的意義を有する建造物、遺跡等の人工物、樹林地等の自然的環境、水田等の土地利用状況など総体

歴史的風土＝わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（古都保存法第2条）

○「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」
平成10年3月19日 歴史的風土審議会意見具申 抜粋

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(1) 古都保存行政の理念の全国展開

古都における歴史的風土は、日本人の心のよりどころとなる、過去の歴史を伝える国民的な歴史的・文化的資産として、将来にわたり保存が図られるべきものである。また、古都以外の都市における歴史的・文化的資産についても、古都同様に国民共有の資産として保存、継承が図られるべきである。

このため、現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国に展開する等、その方策を検討する必要がある。

(以下略)

5. おわりに

(中略)

現在は、都市への人口集中も鈍化し、古都をとりまく開発圧力も、古都保存法が制定された当初と比較し相対的に低下しつつある。一方、歴史的な資産の重要性に対する国民認識は従来にも増して高まっており、今後の古都における歴史的風土の保存は、開発から守るための規制を先行させてきた段階から、これまでの古都保存行政の成果を踏まえ、古都全体のまちづくりの中で、保存、継承を考えるべき新たな段階へと至っている。

古都における歴史的風土を、21世紀へ引き継ぐべきわが国固有の文化的資産として保存、継承し、美しい日本の国土を守るため、国及び関係地方公共団体は、その責務を果たす不断の努力を継続し、古都保存法の理念と意義を広く伝え続けなければならない。併せて、今後とも古都における歴史的風土を国民的資産として後代に継承するために、国民各層のより一層の理解と協力を期待するものである。